

# 出産・子育ての支援制度等

## 産前・産後休暇

出産・育児に備えるための休暇です。

- ・産前：出産予定日の8週間前から
- ・産後：出産翌日から8週間まで

## 部分休業

小学校就学前の子どもを養育するための休業です。

- ・1日2時間まで、または勤務時間×10日分  
(日単位・時間単位で取得可能)

## 妊産婦の健康診査

妊娠中または出産後1年以内に、健康診査や保健指導を受ける場合に利用できます。

## 育児休業

子どもが3歳になるまで取得が可能です。

- ・育児休業中は、無給になります。
- ・共済組合から給与の約6割(最長1年間)支給されます。

## 育児短時間勤務制度

育児の状況に合わせて、出勤時間や出勤日数を柔軟に調整できる制度です。

